

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
平成23年 6月 3日	
大分県知事 殿	
提出者	
住 所 大分県大分市松原町3丁目4番16号	
氏 名 株式会社さとうベネック	
代表取締役社長 紫原 利典 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 097-573-0077	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	

事業場の名称	株式会社さとうベネック 大分支店
事業場の所在地	大分県大分市松原町3丁目4番16号
計画期間	平成23年 4月 1日 ~ 平成24年 3月 31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	D06 総合工事業
②事業の規模	3,210百万円（大分支店管轄）
③従業員数	30名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	発生源【建築工事、土木工事及び解体工事】 →産業廃棄物の種類【コンクリートがら、アスコンがら、がれき類、ガラス・陶磁器くず、廃プラスチック類、金属くず、紙くず、木くず、繊維くず、廃石膏ボード、建設系混合廃棄物】 →中間処分業者に委託（破碎・選別） →再資源化・埋立

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
別紙廃棄物に関する管理体制図の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	<b>【前年度（平成22年度）実績】</b>		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	排出量	別紙の通り t	別紙の通り t
	(これまでに実施した取組) a. 発生する廃棄物の種類毎に性状の確認 b. 産廃月次報告書による数量把握 c. 資材の工事数量の適正発注 d. 梱包材の簡易梱包による梱包材の発生抑制 e. 可能な場合、木製型枠の代替品（鋼製型枠やプラスチック型枠）使用		
②計画	<b>【目標】</b>		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	排出量	別紙の通り t	別紙の通り t
	(今後実施する予定の取組) a. 現状を継続実施(可能な場合、実測) b. 月次報告の常時監視し発生する廃棄物の排出動向の把握 c. 設計や施行段階で、発生抑制に配慮した工法・資材等の採用 d. 工場加工の促進 e. 型枠の転用回数を多くする。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) a. 有用物(紙くず、金属くず等)、がれき類(コンクリートがら、アスコンがら)、ガラス・陶磁器くず(廃石膏ボード)、石綿含有廃棄物等を分別 b. 他の廃棄物が混入しないよう、分別用のコンテナや袋を設置し品目毎に保管(紙くず及び廃石膏ボードは雨ががりにならないような措置実施)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状を継続実施

## (第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（平成22年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	別紙の通り t	別紙の通り t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	別紙の通り t	別紙の通り t
	(今後実施する予定の取組) なし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（平成22年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	別紙の通り t	別紙の通り t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	別紙の通り t	別紙の通り t
(これまでに実施した取組) 当社に処理施設はなく、自己処理はしていない。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	別紙の通り t	別紙の通り t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	別紙の通り t	別紙の通り t
(今後実施する予定の取組) 将来的にも自己処理施設は持たないので、産業廃棄物処理業者に処理を委託する。			

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（平成22年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	別紙の通り t	別紙の通り t
	（これまでに実施した取組） 当社に処理施設はなく、自己処理はしていない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	別紙の通り t	別紙の通り t
	（今後実施する予定の取組） 将来的にも自己処理施設は持たないので、産業廃棄物処理業者に処理を委託する。		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（平成22年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	全処理委託量	別紙の通り t	別紙の通り t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙の通り t	別紙の通り t
	再生利用業者への処理委託量	別紙の通り t	別紙の通り t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙の通り t	別紙の通り t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙の通り t	別紙の通り t
	（これまでに実施した取組） a. 委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。		

## (第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	全処理委託量	別紙の通り	別紙の通り t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙の通り	別紙の通り t
	再生利用業者への処理委託量	別紙の通り	別紙の通り t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙の通り	別紙の通り t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙の通り	別紙の通り t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>a. 可能な限り、優良認定処理業者から選定する。</p> <p>b. 電子 manifests の導入を進めるため、電子 manifests 対応可能な処理業者を選定する。</p> <p>c. 委託先処理業者に対する現地確認を定期的実施する。</p>			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

[別紙] 廃棄物処理に関する管理体制

統括責任者	所 属：管理責任者（安全品質環境室長兼務） 職：室長
廃棄物担当組織名	組織名：安全品質環境室 担当組織人数：1人
	電話番号 097-573-0077
役割	支店環境保全安全衛生委員会 ○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理を行なう上で必要な事項を検討する。 ・委員長：支店長、委員：建築営業部、土木工事部、作業所 ・事務局：支店管理部
	廃棄物処理統括責任者～管理責任者 ○廃棄物処理方針の策定 ○廃棄物管理規定の策定・改廃 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定・承認
	廃棄物管理担当者～安全品質環境室長 ○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○処理業者、再生利用業者の調査 ○各作業所に対する情報提供及び支援・指導・委託契約書、マニフェストのチェック、管理・保管 ○監督官庁への各種連絡 ○社員、協力会社への教育
	作業所長 ○処理業者、再生利用業者の選定及び管理 ○委託契約の締結 ○廃棄物処理法・建設リサイクル法・資源有効利用法の遵守 ○マニフェストの発行・管理
情報管理方法	○作業所において収集運搬車の追跡調査を実施 ○県HP等を活用しての収集運搬・中間処分業者の登録名簿確認 ○産廃種類毎・現場毎の発生量を月次で確認（社内LAN）

産業廃棄物対策組織図







